平成２４年（フ）第５９０９号
大阪府吹田市片山町１丁目10番15号
債務者　三村　尋美
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９１０号
大阪府吹田市片山町１丁目10番15号
債務者　三村　公一
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９１４号
大阪市天王寺区大道３丁目１番26号　ヌーベルハイツ403号
債務者　吉田　　仁
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９１８号
大阪市鶴見区今津中５丁目３番２号ハイムＭ＆Ｋ徳庵302
債務者　片山　照代
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９２３号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目７番14号　マルモト603
債務者　相馬こと　北戸　　保
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２４号
広島県福山市大門町３丁目34番29号
債務者　村田　健一
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２２５号
広島県福山市大門町３丁目34番29号
債務者　村田　信栄
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１６８５号
名古屋市中川区柳島町５丁目47番地　メゾンハーベスト302号、従前の住所名古屋市昭和区川名町２丁目９番地の７
債務者　近藤　　功
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８８０号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字松ノ木3151番地　第３村上ビル405号
債務者　下村由紀子（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９３７号
愛知県半田市本町２丁目８番地の６
債務者　小川　英己
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９６０号
愛知県津島市江東町３丁目103番地　エマーブル参番館203号、従前の住所愛知県津島市立込町３丁目38番地７
債務者　中村　久美（旧姓三原）
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９９７号
愛知県瀬戸市東山町８番地　松ケ丘住宅２―５―306
債務者　柴田　桃子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１０６号
名古屋市緑区浦里１丁目111番地　アドバンス浦里57号
債務者　住田　康樹
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１０７号
名古屋市中村区寿町３番地の５　中央交通寮内402
債務者　プリント工房こと　下林　利弘
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５４号
長崎県島原市下川尻町7956番地、前住所兵庫県西宮市東山台１丁目14番地　３番館305号
債務者　池田　博文
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第２８６号
青森県上北郡東北町旭北２丁目641番地　Ａ棟
債務者　町屋　清明
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１４号
青森市千富町１丁目12番22号　三上アパート６号
債務者　山野　龍子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係